

立川都市計画一団地の住宅施設の変更（立川市決定）（案）

都市計画砂川第1団地の住宅施設を廃止する。

理由：老朽化した住宅の建替え等を行うとともに、緑豊かな、周辺地域と調和のとれた住環境を維持・保全していくため、地区計画の導入を行ない、一団地の住宅施設を廃止する。

参考：旧計画書（立川都市計画一団地の住宅施設）

名称	位置	面積	団地面積に対する建築密度		住宅の戸数				配置の方針		
			建築面積の割合	延べ面積の割合	高層	中層	低層	計	道路	公園	その他の公共施設
砂川第1団地の住宅施設	立川市砂川町地内	約 12.4 h a	2/10	6/10	—	約 1,230 戸	—	1,230 戸	団地中央に東西、南北方向に立川都市計画道路（幅員 18 メートル及び 16 メートル）があり、これを軸に団地内主要連絡道路（幅員 10 メートル及び 6.5 メートル）を配置	団地中央に児童公園約 10,290 平方メートルを配置	給水塔 1、活性汚でい浄化そう 1、ガス整圧器 1 を設置

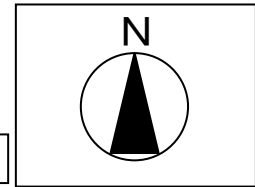
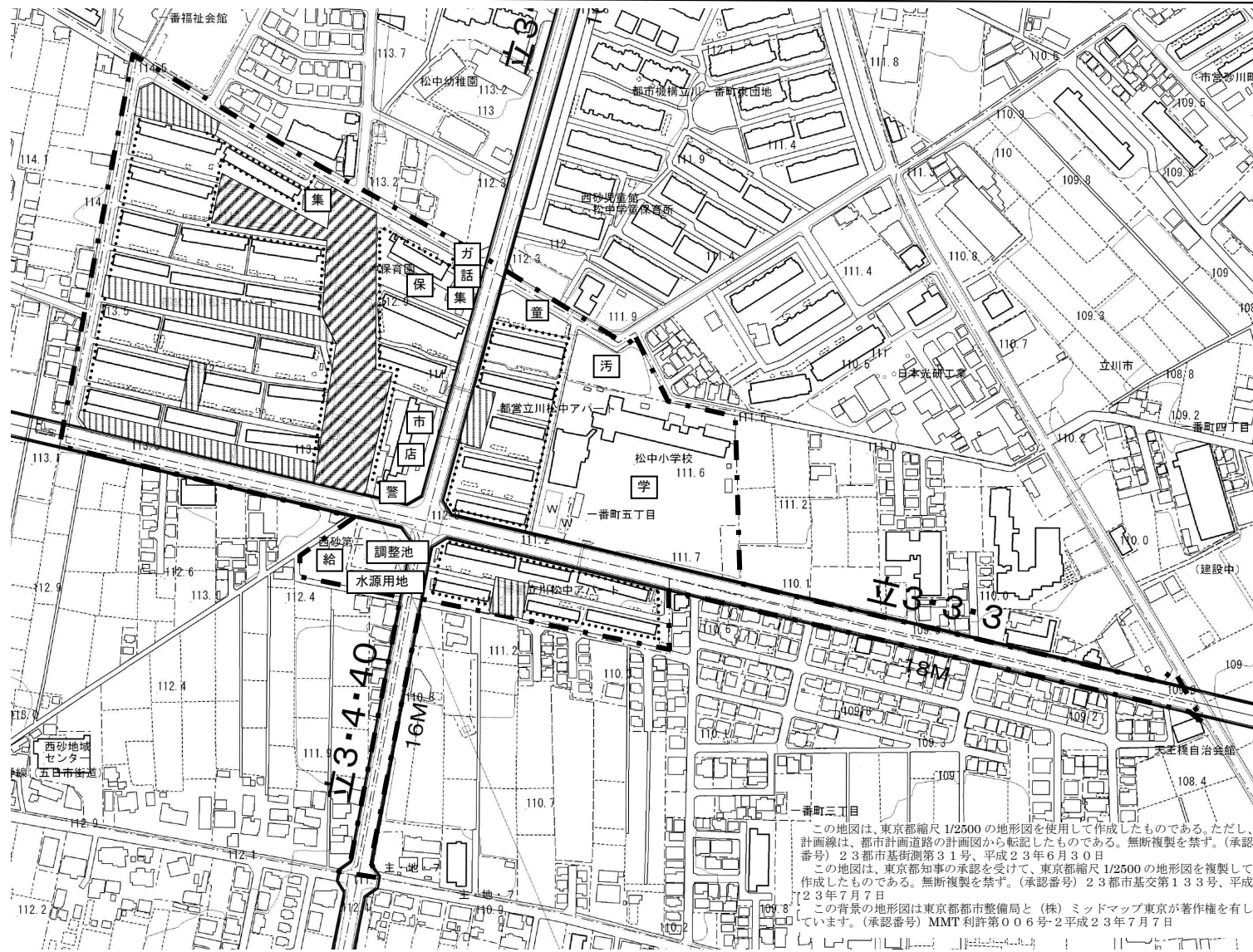
配置の方針	
公益的施設	住 宅
<p>小学校 1、学童保育所 1、併存保育所 1、併存公設市場 1、併存店舗 3、集会所 2、警察官派出所 1、電話自動交換機 1、子供の遊び場を各ブロックに計約 7,890 平方メートルを配置する</p>	<p>団地内建物相互の良好な日照条件を配慮するとともに、団地南側は民地から 10 メートル以上の距離を確保するよう配置するものとし、団地内建物と隣接地との間隔は、北側にあつては建物高さの約 2 倍、東西は約 1 倍の距離を確保する</p>

「区域並びに公共・公益的施設の配置は計画図表示のとおり」

立川都市計画地区計画 砂川第1団地の住宅施設

計画図

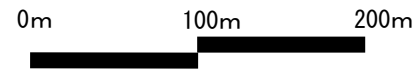
[立川市決定]



縮小版

決 定 内 容	
	区域境界線
	児童公園
	子供の遊び場
	壁面線の限度
	小学校
	学童保育所
	併存保育所
	併存公設市場
	併存店舗
	集会所
	警察官派出所
	電話自動交換機
	給水塔
	活性汚でい浄化そう
	ガス整圧器

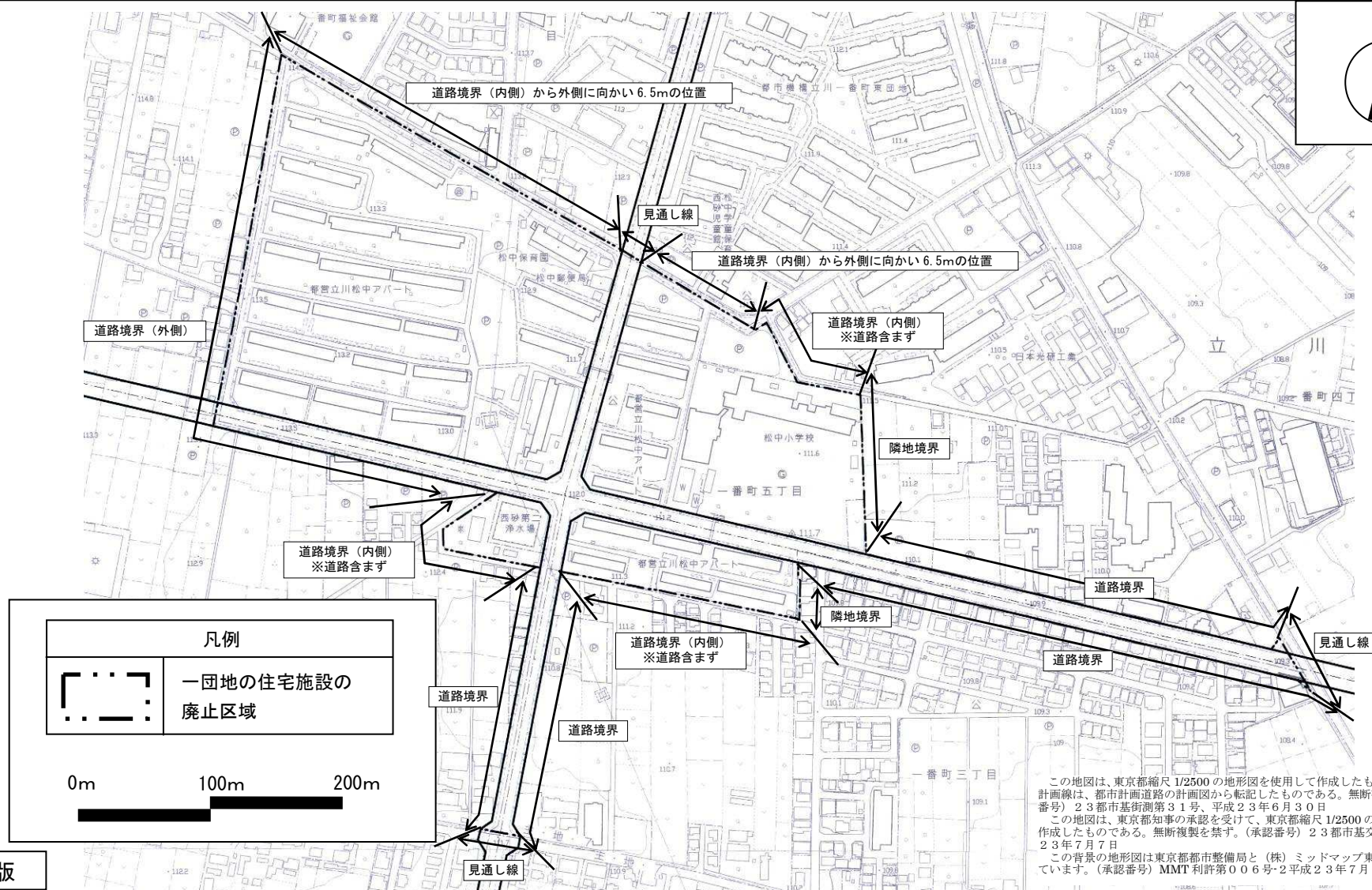
凡例	
	一団地の住宅施設の 廃止区域



この地図は、東京都縮尺1/2500の地形図を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基街測第31号、平成23年6月30日
この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2500の地形図を複製して作成したものである。無断複製を禁ず。(承認番号) 23都市基交第133号、平成23年7月7日
この背景の地形図は東京都都市整備局と(株)ミッドマップ東京が著作権を有しています。(承認番号) MMT利許第006号-2平成23年7月7日

立川都市計画地区計画 砂川第1団地の住宅施設

区域図 (参考)



縮小版